

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 1 号

函館市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について  
函館市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

### 函館市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 5 第 1 項，第 5 項および第 6 項の規定に基づき，職員の自己啓発等休業（同条第 1 項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第 2 条 任命権者は，職員としての在職期間が 2 年以上である職員が申請した場合において，公務の運営に支障がなく，かつ，当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは，大学等課程の履修（法第 2 6 条の 5 第 1 項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）または国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第 3 条 法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める期間は，大学等課程の履修のための休業にあっては 2 年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は，3 年），国際貢献活動のための休業にあっては 3 年とする。

(大学等教育施設)

第 4 条 法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める教育施設は，次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 3 条に規定する大学

( 当該大学に置かれる同法第 9 1 条に規定する専攻科および同法第 9 7 条に規定する大学院を含む。 )

(2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第 1 0 4 条第 4 項第 2 号の規定により大学または大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)

(3) 前 2 号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)

(4) 前 3 号に掲げる教育施設に類するものとして規則で定める教育施設

( 奉仕活動 )

第 5 条 法第 2 6 条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成 1 4 年法律第 1 3 6 号)第 1 3 条第 1 項第 4 号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

( 自己啓発等休業の承認の申請 )

第 6 条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日および末日ならびに当該期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

( 自己啓発等休業の期間の延長 )

第 7 条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第 3 条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期

間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長の承認を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、もしくはその授業を頻繁に欠席していること、またはその者が参加している奉仕活動の全部もしくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、またはその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部または一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修または国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修または国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修または国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、もしくはその授業を欠席している場合またはその参加している奉仕活動の全部もしくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修または国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修または国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給の日(一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)第4条第1項に規定する規則で定める日をいう。)またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)第7条の4第1項および第9条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての函館市職員退職手当条例第9条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由またはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は，平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 6 条および次項の規定は，公布の日から施行する。

### ( 準備行為 )

- 2 自己啓発等休業の承認の申請の申請の手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

### ( 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正 )

- 3 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 5 2 年函館市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を第 2 2 条とし，第 2 0 条を第 2 1 条とし，第 1 9 条の次に次の 1 条を加える。

#### ( 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与 )

第 20 条 地方公務員法第 2 6 条の 5 第 1 項の規定による承認を受けた職員には，自己啓発等休業をしている期間については，給与を支給しない。

( 函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 )

- 4 函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 3 9 年函館市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 9 条とし，第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ，第 4 条の次に次の 1 条を加える。

#### ( 自己啓発等休業の承認を受けた教育職員の給与等 )

第 5 条 自己啓発等休業の承認を受けた教育職員の給与等については，北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 0 年北海道条例第 2 号）の規定を準用する。

( 提案理由 )

職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため

## 函館市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則大綱

- 1 任命権者について
- 2 大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合について
- 3 自己啓発等休業の対象となる教育施設について
- 4 自己啓発等休業の承認の申請手続について
- 5 自己啓発等休業の期間の延長の承認の申請手続について
- 6 自己啓発等休業審査会について
- 7 自己啓発等休業の承認等の通知について
- 8 職務復帰について
- 9 報告について
- 10 退職手当の取扱いに係る要件について